山形大学校友会会則

（名称）

第１条　本会は，山形大学校友会と称する。

（所在地）

第２条　本会は，事務所を山形市小白川町山形大学内に置く。

（目的）

第３条　本会は，山形大学（以下「本学」という。）の発展に寄与するため，学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動に支援を行うとともに，会員相互の親交を図り，「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする。

（事業）

第４条　前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1) 学生の修学，課外活動及び就職に対する支援事業
(2) 本学と父母等との連携に対する支援事業
(3) 本学の運営に対する支援事業
(4) 同窓会等に対する支援事業
(5) 会員相互の親交を図るための事業
(6) その他必要と認める事業

（支部）

第５条　本会には，必要に応じて支部等を置くことができる。

（会員の構成）

第６条　本会は，正会員及び賛助会員をもって構成する。

（正会員）

第７条　正会員は，次の各号のうち会費を納入した者及び本会の趣旨に賛同し寄附をした者とする。

(1) 本学の学生（父母等の場合を含む。）
(2) 本学の卒業生
(3) 本学の役員及び教職員（退職者を含む。）
(4) 前各号に掲げる者以外の本学に関係する者

（賛助会員）

第８条　賛助会員は，次の各号に掲げる本学の各学部同窓会及び後援会等とする。

(1) ふすま同窓会
(2) 地域教育文化学部同窓会
(3) 医学部蔵王会
(4) 医学部樹氷会
(5) 一般社団法人米沢工業会
(6) 農学部鶴窓会

(7) 人文社会科学部後援会
(8) 地域教育文化学部後援会
(9) 理学部後援会
(10) 医学部医学科後援会
(11) 医学部看護学科後援会
(12) 工学部後援会
(13) 農学部後援会
(14) 山形大学ＯＢ・ＯＧ会

２　前号に掲げるもののほか，理事会が認める場合に限り，本学に関係する者が一定の目的の下で活動する団体を，賛助会員に加えることができる。

（会議）

第９条　本会に理事会を置く。

（理事会）

第１０条　理事会は，毎年１回以上開催し，次に掲げる事項について審議する。

(1) 役員選出に関すること
(2) 事業計画に関すること
(3) 予算及び決算に関すること
(4) その他本会の目的達成のために必要なこと

（決議の方法）

第１１条　理事会は，出席者の過半数をもって議決する。

（役員）

第１２条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　１人
(2) 副会長　　２人（理事との兼職）
(3) 理事　　２５人以内
(4) 監事　　２人

２　理事及び監事の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。

３　任期満了前に退任した理事及び監事の補欠の任期は，前任者の残任期間とする。

４　役員は無報酬とする。

（選任）

第１３条　役員の選任は，次のとおりとする。

(1) 会長は，本学の学長をもって充てる。
(2) 副会長は，理事のうちから，理事会の承認を経て，会長が指名する。
(3) 理事は，次の区分により選出する。

ア　本学の学生　　２人（学生幹事会から２人）
イ　本学の学生の父母等　７人（各学部等後援会から１人）
ウ　本学の役員及び教職員　　８人（山形大学校友会担当理事１人，当該学部の主担当教員１人，事務職員１人）

エ　本学の卒業生　　６人（各学部等同窓会から１人）
オ　会長が推薦する者　　若干人

(4) 監事は，本学の卒業生から１人及び本学の退職者から１人を選出する。

（任務）

第１４条　役員の任務は，次のとおりとする。

(1) 会長は，本会を代表し，会務一切を総括するとともに，理事会を招集して会議の議長となる。

(2) 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その代理を務める。

(3) 理事は，理事会を構成し，本会の事業運営に当たる。

(4) 監事は，本会会計を監査し，理事会に報告する。

（専門委員会）

第１５条　校友会に関する専門的事項を審議するため，理事会に山形大学校友会専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

２　専門委員会に関する必要な事項は，別に定める。

（学生幹事会）

第１６条　本会に，学生の立場で本会各事業に参画するため，学生幹事会を置く。

２　学生幹事会に関する必要な事項は，別に定める。

（経費）

第１７条　本会の経費は，会費及び寄附金その他の収入をもって運用する。

２　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（会費）

第１８条　会費は，10,000 円とし既納の会費は返還しない。

２　会費は，本学の学生（保護者の場合を含む。）においては入学手続きの際，その他の会員においては入会時納入するものとする。

３　賛助会員は，会費納入の義務はない。

（事務局）

第１９条　本会に，その業務を処理するため，事務局を置く。

２　事務局は，本学総務部内に置く。

（その他）

第２０条　この会則に定めるもののほか，本会の運営に関する必要な事項は，理事会において定めることができる。

附　則

１　この会則は，平成１８年１２月６日から施行する。

２　平成１８年３月３１日に在学する学生の保護者に係る会費の納入は，第１５条第２項の規定にかかわらず，当該学生が卒業及び修了する際に納入するものとする。

３　この会則の施行の際，会長の選出に当たっては，第１０条第１号の規定にかかわらず，理事会の推薦に基づき選出するものとする。

附　則

この会則は，平成２０年２月２０日から施行する。

附　則

この会則は，平成２１年２月１８日から施行する。

附　則

この会則は，平成２１年６月１７日から施行する。

附　則

１　この会則は，平成２３年７月７日から施行する。

２　平成２３年度入学者のうち，東日本大震災の被災により，平成２３年度に係る前期分の授業料免除（半額免除含む）となった学生（大学院生含む）に限り，第１４条に規定する会費の納入を免除するものとする。

３　前項該当者のうち，会費を納入した者については，第１４条の規定にかかわらず，既納の会費を返還するものとする。

附　則

１　この会則は，平成２４年６月１９日から施行する。

２　平成２４年度入学者のうち，東日本大震災の被災により，平成２４年度に係る前期分の授業料免除（半額免除含む）となった学生（大学院生含む）に限り，第１４条に規定する会費の納入を免除するものとする。

３　前項該当者のうち，会費を納入した者については，第１４条の規定にかかわらず，既納の会費を返還するものとする。

附　則

この会則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この会則は，平成２７年６月２４日から施行する。

附　則

この会則は，令和５年２月２０日から施行する。

附　則

この会則は，令和６年２月２０日から施行する。